

第 99 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 平成19年 8月27日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、名古屋市発達障害者支援センター（以下「支援センター」という。）における次に掲げる文書の公開請求を行った。

(1) 自閉症の言語環境について調査した文書（「暴言」をどのように学習したのかを調査したもの）（以下「本件請求文書①」という。）

(2) 排尿、排便の見守り、一部介助、全介助の説明をしている文書（以下「本件請求文書②」という。）

(3) 自閉症児童が毎日生活の上で十分な支援援助を受けているケース記録（以下「本件請求文書③」という。）

2 同年 9月10日、実施機関は、上記の公開請求に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

3 同年10月11日、異議申立人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

行政文書は存在する。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

支援センターは、発達障害者に関する相談支援、研修啓発、他機関連携を行っており、発達障害及び発達障害者に対する支援に関する情報の収集などもその業務として行っている。

しかし、本件請求文書①については、取得していない。また、障害者自立支援法に関する情報の収集も行っているが、発達障害者支援センターが障害程度区分判定を行うものではないので、本件請求文書②について取得していない。

本件請求文書③については、発達障害者支援センターは幼児期、児童期における発達に関する直接支援を行っていないので、上記のようなケース記録の作成及び取得はしていない。

以上から、当該請求に係る行政文書は存在しないものである。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件異議申立ての対象となる行政文書の有無が争点となっている。

2 本件請求文書①について

(1) 支援センターは、発達障害者に関する相談支援、研修啓発、他機関連携を行っており、発達障害及び発達障害者に対する支援に関する情報の収集などもその業務として行っているが、同センターは、自閉症の言語環境について調査を行った事実は認められない。

(2) したがって、本件請求文書①は、存在しないと認められる。

3 本件請求文書②について

(1) 支援センターは、発達障害者に関する相談支援等を行っているが、支援センターには、介助員が配置されておらず、発達障害者に対する身体介助の福祉サービスを提供する施設でもないことから、排尿、排便の見守り、一部介助、全介助の説明をしている文書を作成又は取得していないと認められる。

(2) したがって、本件請求文書②は、存在しないと認められる。

4 本件請求文書③について

(1) 支援センターは、上記 3(1) で述べたのと同様に、自閉症児童に関する

相談支援等を行っているが、同センターは、直接的な援助を行う施設ではないことから、自閉症児童の生活上の支援、援助を記載したケース記録を作成していないと認められる。

(2) したがって、本件請求文書③は、存在しないと認められる。

5 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成19年10月31日	諮問書の受理
11月14日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
12月20日	実施機関の弁明意見書を受理
平成20年 1月21日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
平成21年12月 4日	異議申立人に反論意見書及び意見陳述申出書を提出するよう再度通知
平成22年 1月12日 (第109回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
5月11日 (第113回審査会)	調査審議
8月10日 (第116回審査会)	調査審議
9月17日	答申